

出ともに1億1,521万円を追加し、総額を57億3,814万円とするほか、地方債の変更です。補正の要因は、補助採択によるもの、緊急を要するもの、及び決算見込みに伴うもの等です。

## 総務費

### ○国有財産取得事業

382万円

にぎわいの広場などを囲む南3条通り線から南4条通り線へつながる国有財産総面積6,575㎡のうち、道路部分を無償譲渡で、道路以外の2,177㎡を購入。



Q 現況道路である用地は全体の用途が確定してから購入するべきでないか、現況道路であることから、無償譲渡となるのではないか。

A 国は将来的に道路以外の用地となると理解している。用途が道路でない場合は有償となる。

意見 全体の用途が決定していない中で整合が図られない。

## 商工労働費

○民間賃貸住宅建設用地確定測量等委託料 30万円

南町の町有地で定住促進住宅南側の旧下川木工場土場敷地を民間住宅建設者へ分譲するため用地確定測量等に係る経費。

意見 関係課の認識は違うが内部調整が十分行われていないのではないかと。土地利用について俯瞰的、総合的な議論がされていない。都市計画の用途区域上問題なのか。

○ローカルベンチャー事業負担金 1,000万円

下川タウンプロモーション事業のうち、起業塾を推進するため、自治体広域連携によるローカルベンチャー事業に取り組みための負担金。

Q 事業実施主体の産業活性化支援機構について、政策的機構であり、執行予算も相当額となる。会計処理、監査機能など明確にすべきである。規約には設置規定がないなど不十分である。事務局長が多大な権限を有する規定であるが、タウンプロモーション推進部事務所をまちおこしセンター(仮称)で検討しており、直属の上司である事務局長の環境未来都市推進課長が役場で、事務所と離れていると、管理監督、指示命令、連絡調整などが十分に行えなく、機能が果たされるとは思えない。町が設置判断した政策組織公社クラスター推進部と役割が同一でないか。

A 重要事項は会長(町長)へ何う。規約は見直したい。

クラスター推進部との役割を明確にする必要がある。これら審議を踏まえ、理事者総括を行いました。

## 理事者総括質疑

### ①国有地取得について

町長 南町町有地で旧下川木工場跡地は大きな団地であり、将来ビジョンを作成し、利活用を図っていかねばならない。その中で、早期に国有地を整理しなければならぬ。公区要望もあり、南4条通り線改良を進めていくためにも大きな枠組みの中で手続きを進めて行く必要がある。

委員 一体的利活用が明確でない中で、国からの譲渡方法については、諸課題との整合性を図り、十分検討していく必要がある。

### ②民間賃貸住宅建設に伴う町有地分譲について

町長 土地のマスタープランを作ることとなっている。この町有地の利活用を図ることによって、それ以外の町有地の利活用が図られるきっかけにもなる。道路整備も進み、

集住化が図られる。住宅用地元産活用により林産業の振興や税収にもつながる。町の考えている統一感あるデザインに準じてもらえるよう協力してもらおう。事業者の希望や下水道なども考慮し区画を考えているが、柔軟に対応していきたい。

委員 家賃が高いと所得がある人でなければ入れない。住宅施策には安価な料金で入居が可能など公共福祉の観点が必要である。既存住宅入居者の日照の問題など良好な環境にも十分配慮が必要である。

### ③産業活性化支援機構について

町長 中長期的な視点で考えている。一つの節目として3年を考えている。本規約で進め、不備が出てきたら見直ししていきたい。クラスター推進部が入居しないことについて、組織の意向を尊重したい。

委員 本支援機構の機能が十分に発揮されることを期待する。

以上、審査を行った結果、総務産業常任委員会として、原案どおり可決すべきものと決しました。